

別表

設 置 基 準	
電気柵の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラー式 ・乾電池式 ・バッテリー式
電気柵設置条件	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険表示板」の設置をすること。 ・設置した電気柵を適正に管理すること。 ※設置した周辺の除草作業をするなどし、通電の妨げになるものは除去するよう管理すること。 ・設置箇所の外周 50～200 cm程度を刈払い等で確保すること。 ・有刺鉄線等「とげ」のあるものを電気さくの「さく線」または「アース線」として使用することは厳禁です。

※電気柵の種類は上記の3種類のみ対象となります。

※危険防止のため、電気事業法関係法令によって設置方法が定められています。